

資料7-1 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

| 指定地域の区分 特定悪臭物質 | A区域(ppm) | B区域(ppm) |
|---|----------|----------|
| ア ン モ ニ ア | 1 | 2 |
| メ チ ル メ ル カ プ タ ン | 0.002 | 0.004 |
| 硫 化 水 素 | 0.02 | 0.06 |
| 硫 化 メ チ ル | 0.01 | 0.05 |
| 二 硫 化 メ チ ル | 0.009 | 0.03 |
| ト リ メ チ ル ア ミ ン | 0.005 | 0.02 |
| ア セ ト ア ル デ ヒ ド | 0.05 | 0.1 |
| プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド | 0.05 | 0.1 |
| ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド | 0.009 | 0.03 |
| イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド | 0.02 | 0.07 |
| ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド | 0.009 | 0.02 |
| イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド | 0.003 | 0.006 |
| イ ソ ブ タ ノ ー ル | 0.9 | 4 |
| 酢 酸 エ チ ル | 3 | 7 |
| メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン | 1 | 3 |
| ト ル エ ン | 10 | 30 |
| ス チ レ ン | 0.4 | 0.8 |
| キ シ レ ン | 1 | 2 |
| プ ロ ピ オ ン 酸 | 0.03 | 0.07 |
| ノ ル マ ル 酪 酸 | 0.001 | 0.002 |
| ノ ル マ ル 吉 草 酸 | 0.0009 | 0.002 |
| イ ソ 吉 草 酸 | 0.001 | 0.004 |

※主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外の地域をA区域として指定が行われている。

資料 7-2 悪臭防止法の気体排出口における規制基準

1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q : 悪臭物質の流量（0℃、1気圧のm³/時）
 H_e : 補正された気体排出口の高さ（m）
 C_m : 敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H_e）が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。

2 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65 \cdot (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1 + 2.58 / V)$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$$

H_e : 補正された気体排出口の高さ（m）
 H_o : 気体排出口の実高さ（m）
 Q : 温度15度における排出ガスの流量（m³/秒）
 V : 排出ガスの排出速度（m/秒）
 T : 排出ガスの温度（絶対温度）

資料 7-3 悪臭防止法の排水に含まれる敷地境界外における規制基準

| 特定悪臭物質 | 指定地域の区分 | | |
|-----------|---|-----------|-----------|
| | 排出水の量 | A区域(mg/ℓ) | B区域(mg/ℓ) |
| メチルメルカプタン | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 0.03 | 0.06 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 0.007 | 0.01 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 0.002 | 0.003 |
| 硫化水素 | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 0.1 | 0.3 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 0.02 | 0.07 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 0.005 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 0.3 | 2 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 0.07 | 0.3 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 0.01 | 0.07 |
| 二硫化メチル | 0.001m ³ /秒以下の場合 | 0.6 | 2 |
| | 0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合 | 0.1 | 0.4 |
| | 0.1m ³ /秒を超える場合 | 0.03 | 0.09 |

資料 7-4 特定悪臭物質の臭いの性質及び主要発生源事業場

| 特定悪臭物質 | 臭いの性質 | 主 要 発 生 源 事 業 場 |
|--|------------------------------------|--|
| ア ン モ ニ ア | し尿のような臭い | 畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等 |
| メチルメルカプタン | 腐った玉ねぎのような臭い | クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等 |
| 硫 化 水 素 | 腐った卵のような臭い | 畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等 |
| 硫 化 メ チ ル 二 硫 化 メ チ ル | 腐ったキャベツのような臭い | クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等 |
| トリメチルアミン | 腐った魚のような臭い | 畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等 |
| アセトアルデヒド | 刺激的な青ぐさい臭い | アセトアルデヒド製造工場、酪酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等 |
| プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド | 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い むせるような甘酸っぱい焦げた臭い | 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等 |
| イソブタノール | 刺激的な発酵した臭い | |
| 酢 酸 エ チ ル メチルイソブチルケトン | 刺激的なシンナーのような臭い | 塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等 |
| ト ル エ ン | ガソリンのような臭い | |
| ス チ レ ン | 都市ガスのような臭い | スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等 |
| キ シ レ ン | ガソリンのような臭い | (トルエンに同じ) |
| プ ロ ピ オ ン 酸 | 刺激的な酸っぱい臭い | 脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造業等 |
| ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イ ソ 吉 草 酸 | 汗くさい臭い むれた靴下のような臭い | 畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場等 |